

J A F 中国地域クラブ協議会規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本協議会は、J A F 中国地域クラブ協議会という。(略称・J M R C 中国)

第2条 (事務局の所在地)

本協議会の事務局は、本規約の第9条に定める事務局長所属クラブ、団体に置く。

第3条 (目 的)

本協議会は、中国地域における J A F 登録クラブ及び団体、支部によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚をはかるため登録クラブ間相互および J A F モータースポーツ審議会、J A F モータースポーツ専門部会、全国 J M R C との交流を強化することを目的とする。

第2章 活 動

第4条 (活 動)

本協議会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

1. 競技振興に関する事項

- ①競技振興に関する事業活動の企画、協議を行う。
- ②各種規則、規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
- ③各種規則、規定の運用にあたり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議をおこない J A F モータースポーツ専門部会との連携を図る。
- ④全国 J M R C との交流を強化するために J M R C 全国協議会に加入する。
- ⑤その他、第3条の目的達成に必要な活動を行う。

2. 安全に関する事項

- ①競技の安全性に関する研修の実施。
- ②指導要綱の実施、徹底。

3. 共済制度に関する事項

- ① J A F 公認競技会(スピード行事において J A F 公認コースを使用した J M R C 中国加盟クラブ届出のクローズド競技会、及び J A F 中国地域クラブ協議会共済細則に定められた J M R C 中国共済承認競技会を含む)における共済加入者の人身事故に関する救済。
- ② J A F 公認競技会(スピード行事において J A F 公認コースを使用した J M R C 中国加盟クラブ届出のクローズド競技会、及び J A F 中国地域クラブ協議会共済細則に定められた J M R C 中国共済承認競技会を含む)に関わったことによる共済加入者の社会的権利と地位に関わる救済。

- ③本協議会の自主性の維持。
- 4. その他、第3条の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 組 織

第5条（会 員）

本協議会の会員は次の通りとする。

1. J M R C 中国に加盟した中国地域の J A F 登録クラブ及び団体（特別団体を除く）とする。
2. 個人会員は、J A F 発給の当該年度の競技運転者許可証、公認審判員許可証を有する者で、本協議会会員の構成員でないものとする。

第6条（構 成）

1. 中国地域を4ブロックに地域区分し、それぞれの地区にJ A F 中国地域クラブ協議会支部を設置する。
2. それぞれの支部は、役員、専門部会を設けることが出来る。

第7条（組 織）

本協議会は第3条の目的及び第4条の活動を達成するために次の組織を持つ。

1. クラブ、団体代表者会議
2. 協議会運営委員会
3. 協議会専門部会（レース、ラリー、ダートラ、ジムカーナ、審査の各部会）
4. 監査

第8条（運 営）

本協議会は次の通り役員を指名し、各組織の運営に当たる。運営年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

1. 総会（クラブ、団体代表者会議）
 - 年1回、本協議会により召集され、その運営は前年度本協議会運営委員会が行う。
2. 協議会運営委員会
 - 運営委員会は委員長及び役員を置き、年4回の定例会と必要に応じて臨時会議を開催する。
 - 各支部会は各地区定数の運営委員を選出する。
 - 運営委員長は各支部選出の運営委員の互選により選出される。
 - 運営委員会役員は各支部選出の運営委員の互選により選出される。
 - 運営委員会は必要な人材を運営委員会役員に指名できる。
 - 運営委員会役員の選出方法は、「J A F 中国地域クラブ協議会 細則」に別途定めるものとする。
3. 協議会専門部会

本協議会は、専門別事項を検討するために、レース、ラリー、ダートトライアル、ジムカーナ、審査、についての専門部会を構成する。専門部員はクラブ、団体の代表者であることを問わず、専門的能力、知識を持つ個人とする。

専門部会長は各部会員（審査は運営委員会）より選出され、各支部専門部会員で構成される。

専門部会は中国地域で生じた各専門分野の規定、競技会運営上の諸問題について討議を行い、その決議案を本協議会運営委員会に提案する。

4. 監査

本協議会の監査は2名の監査役を置き、毎年総会で運営委員以外から選出するものとする。

第4章 事務局

第9条（事務局）

本協議会の会務を処理するため事務局（事務局長所属クラブ・団体）を置く。事務局は中国地域で開催されるすべての会議及び活動の記録を備える。

本協議会の決定事項及びその他の情報は、本協議会加入の全クラブ、団体に確実に通知する。事務局長は運営委員の互選により選出される。

事務局費用等運営に関する諸費用は、本協議会がこれを負担するものとする。

第5章 本規約の変更

第10条（本規約の変更）

本規約の変更については、本協議会運営委員会が審議し決議を得た後、総会にて本協議会加入クラブの過半数の承認を受け行う。

第6章 細則

第11条（細則）

本規約に定めるもののほか、本協議会の事業の運営上必要な細則は本協議会運営委員会の決定により別に定める。

1981年 6月28日制定施行
1992年 6月16日改訂
1992年 7月 1日改訂
1995年10月10日改訂
1997年 3月17日改訂
1998年 1月18日改訂
2003年 1月26日改訂
2008年 2月 3日改訂
2010年 2月 7日改訂
2011年 2月 6日改訂

J A F 中国地域クラブ協議会 細則

細則－１．（会員）

本協議会の会員は中国地域に所在する J A F 登録クラブ・団体（特別団体を除く）及び他地域 J M R C に加盟し、中国地域に所在する J A F 登録クラブ・団体の支部（特別団体を除く）及び当該年度 J A F 発給の競技運転者許可証、公認審判員許可証所持者で、加入・更新手続きした個人。

細則－２．（会費）

会費は次の通りとし、納入方法はクラブ・競技運転者許可証、公認審判員許可証の登録、更新の際、本協議会事務局に納入する。

①入会金		10,000円
②年会費	公認団体	50,000円
	加盟団体	50,000円
	公認クラブ	50,000円
	加盟クラブ	20,000円
	準加盟クラブ	20,000円
	個人会員	4,000円

※但し、個人会員の入会金は不要とする。

細則－３．（運営委員定数）

① 11 月末日までに、次年度運営委員を選出することとする。

② 定数は次の通りとする。

・各支部

岡福支部（1名） 広島支部（1名）

山口支部（1名） 山陰支部（1名）

・各専門部会

レース部会（1名） ラリー部会（1名）

ダートラ部会（1名） ジムカーナ部会（1名）

上記各専門部会の定数は、各専門部会において選任された部会長である。

なお、審査専門部会長は、運営委員会で選任する。

③ 運営委員会は必要に応じ上記①②で選出された以外に運営委員を指名することができるものとする。

細則－４．（運営委員会役員）

（１）本協議会は次の役員を置くことが出来る。各役務の重複を妨げないものとする。

① 運営委員会運営委員長（1名）

J M R C 全国共済委員

② 運営委員会副運営委員長（2名以内）

③ レース専門部会部会長（1名）

- | | |
|--------------------------|------|
| ④ラリー専門部会部会長 | (1名) |
| J M R C 全国振興事業ラリー部会委員兼任 | |
| ⑤ダートラ専門部会部会長 | (1名) |
| J M R C 全国振興事業スピード部会委員兼任 | |
| ⑥ジムカーナ専門部会部会長 | (1名) |
| J M R C 全国振興事業スピード部会委員兼任 | |
| ⑦審査専門部会部会長 | (1名) |
| ⑧事務局長 | (1名) |
| ⑨共済事務局長 | (1名) |
| ⑩技術部担当 | (1名) |
| ⑪共済業務担当 | (1名) |
| ⑫ホームページ担当 | (1名) |
| ⑬会計担当 | (1名) |

(2) 上記役員中①～⑨は、細則一3により選出された、運営委員の互選で決定するものとする。

(3) 上記役員中⑩～⑬の各担当役員は、運営委員会において適任者を選出する。選出にあたっては、運営委員以外の者から選出が可能である。また、他の役員との併任も可能とする。⑩～⑬の役員については、運営委員ではなく、実務担当役員となる。

細則一5. (支 部)

本協議会は次の4支部よりなる。

- | | |
|---------|----------|
| 岡山、福山支部 | 支部長 (1名) |
| 広島支部 | 支部長 (1名) |
| 山口支部 | 支部長 (1名) |
| 山陰支部 | 支部長 (1名) |

細則一6. (支部専門部会員)

支部は次の部会員を置くことが出来る。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ①レース専門部会 | 部会長 (1名) | 部会員 (若干名) |
| ②ラリー専門部会 | 部会長 (1名) | 部会員 (若干名) |
| ③ダートラ専門部会 | 部会長 (1名) | 部会員 (若干名) |
| ④ジムカーナ専門部会 | 部会長 (1名) | 部会員 (若干名) |

細則一7. (共済加入)

本協議会加入会員の所属構成員及び個人会員は、J A F 中国クラブ協議会共済に加入が出来る。但し、スピード行事においてJ A F 公認コースを使用したJ M R C 中国加盟クラブ届出のクローズド競技会、及びJ A F 中国地域クラブ協議会共済細則

に定められた J M R C 中国共済承認競技会に参加する競技運転者およびオフィシャル(J M R C クラブ所属)で、J A F 発給の競技運転者許可証、公認審判員許可証を所持しない者は特例として当日に限り共済に加入できる。

細則－ 8. (運営予算・決算)

①事務局費用等運営に関する予算は、運営委員会において決定し、総会において本協議会加入クラブの過半数の承認を受け予算を受ける。

②予算決定後、予算の支出については、事務局が運営委員長に決裁を仰ぎ、承認を得た後に、会計担当に通知を行い、会計担当から支出を行う。

③各部会は、毎年 1 2 月末時点での収支を事務局に報告を行い、事務局は報告を確認し取りまとめた上で、監査役の監査を受けた後、総会で決算の承認を受けるものとする。

1 9 8 1 年 6 月 2 8 日制定施行
1 9 9 2 年 6 月 1 6 日改訂
1 9 9 2 年 7 月 1 日改訂
1 9 9 5 年 1 0 月 1 0 日改訂
1 9 9 7 年 3 月 1 7 日改訂
1 9 9 8 年 1 月 1 8 日改訂
2 0 0 3 年 1 月 2 6 日改訂
2 0 0 8 年 2 月 3 日改訂
2 0 1 0 年 2 月 7 日改訂
2 0 1 1 年 2 月 6 日改訂

J A F 中国地域クラブ協議会組織機構

